

能力担保措置ワーキンググループ報告書

平成 13 年 11 月 28 日
特 許 行

< 目次 >

「能力担保措置ワーキンググループ」(特許庁総務部長主催の懇談会)検討経過	1
「能力担保措置ワーキンググループ」委員名簿	2
1. はじめに	3
2. 能力担保措置の前提条件及び基本的考え方	6
2 - (1) 弁理士が訴訟代理人となることができる「特許権等の侵害訴訟」の範囲	7
2 - (2) 弁理士の訴訟代理人としての出廷形態	8
2 - (3) 訴訟代理人として担保されるべき能力	11
3. 能力担保措置としての研修のあり方	13
4. 能力担保措置としての試験のあり方	20
資料集	
資料1 弁理士法の改正等に関する答申(抜粋)	23
資料2 司法制度改革審議会意見書(抜粋)	28
資料3 これからの知的財産分野の研修のあり方を考える懇談会報告書(抜粋)	29
資料4 侵害訴訟代理の範囲についての考え方	34
資料5 知的財産関係民事事件の平均審理期間の推移について	35
資料6 当面の法的需要を充足させる必要について	36
資料7 日本弁理士会が行った能力担保措置に関するアンケート結果より	37
資料8 補佐人の関与人数(試算)	38
資料9 訴訟代理人の当面の法的需要について	39
資料10 地域における弁理士と弁護士の偏在の状況について	40

「能力担保措置ワーキンググループ」(特許庁総務部長主催の懇談会) 検討経過

○第1回 平成13年8月31日(金)

- 議題
- ・本ワーキンググループ設置までの経緯及び趣旨
 - ・日本弁理士会によるプレゼンテーション

○第2回 平成13年9月12日(水)

- 議題
- ・能力担保研修の基本的考え方、及び侵害訴訟代理に関する弁理士の得意分野の抽出について
 - ・知的財産権訴訟の現状に関するプレゼンテーション

○第3回 平成13年9月19日(水)

- 議題
- ・訴訟関与に関する考え方、及び能力担保措置研修について(日本弁理士会)

○第4回 平成13年9月28日(金)

- 議題
- ・能力担保措置研修について(日本弁理士会)

○第5回 平成13年10月19日(金)

- 議題
- ・能力担保研修の基本的考え方について
 - ・能力担保試験の基本的考え方について

○第6回 平成13年11月1日(木)

- 議題
- ・能力担保措置ワーキンググループ報告書(最終案)について

「能力担保措置ワーキンググループ」委員名簿

(五十音別・敬称略)

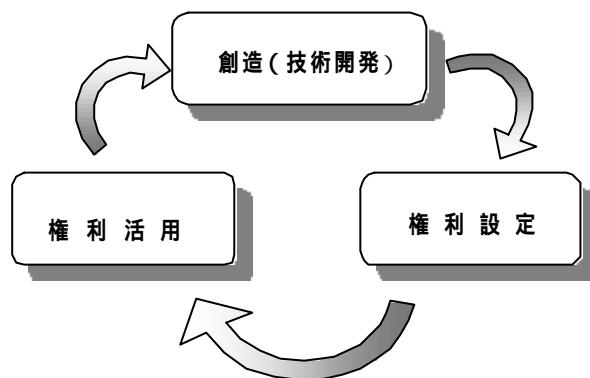
座長 牧野 利秋 弁護士（元東京高等裁判所判事（知的財産部門））
阿部 一正 日本知的財産協会常務理事
（新日本製鐵株式會社知的財産部長）
飯村 敏明 東京地方裁判所判事（部総括）
小池 晃 日本弁理士会会长
じょうづか
定塚 誠 最高裁判所事務総局行政局第一課長
竹田 稔 弁護士（元東京高等裁判所部総括判事）
中山 信弘 東京大学法学部教授
吉原 省三 日本弁護士連合会知的所有権委員会幹事、弁護士
（元司法研修所民事弁護教官、元司法試験考查委員会委員）

1. はじめに

背景・経緯

(1) 情報や知識が大きな付加価値を生み出す「知恵の時代」である21世紀に入り、我が国を取り巻く経済環境が激変する中、我が国産業の国際競争力を強化、再構築するための方策の一つとして、知的財産の創造、権利の設定・保護及び活用、さらには紛争解決に至る、いわゆる「知的創造サイクル」の好循環の実現が必要である。

＜参考＞知的創造サイクルの好循環の実現



(2) このような知的創造サイクルの好循環実現を目指し、工業所有権審議会の弁理士法の改正等に関する答申（平成11年12月22日）（資料1）では

知的財産の活用を可能とする市場の整備、
人的インフラとしての知的財産専門サービスの充実・強化、
迅速かつ利用しやすい紛争処理制度の実現、

の三点を今後我が国が戦略的に取り組むべき課題として位置付ける旨の提言がなされ、これに基づき、平成12年に、

弁理士の業務範囲の見直し、
弁理士の試験の見直し、
特許業務法人制度の創設、
その他弁理士の業務の適正化を図るために必要な事項の整備

を骨子とする弁理士法の全面改正を行った。

一方、工業所有権審議会での検討項目の一つであった、「弁理士の知的財産関連訴訟における訴訟代理」については、訴訟運営への影響、及び弁護士法第72

条との関係の整理の問題¹等を考慮し、司法制度全体の枠組みの中で議論すべき問題であるとして、司法制度改革審議会（以下「司法審」という。）での議論に委ねられた。

（3）本年6月12日にとりまとめられた司法審意見書²（資料2）においては、「知的財産権関係事件への総合的な対応強化」において、「知的財産権関係訴訟事件の審理期間をおおむね半減することを目標とし、民事裁判の充実・迅速化に関する方策に加え」、実施すべき方策として、弁理士の専門性をも活用するため、「弁理士の特許権等の侵害訴訟（弁護士が訴訟代理人となっている事件に限る。）での代理権については、信頼性の高い能力担保措置を講じた上で、これを付与すべきである。」と提言されている。（同意見書においては、「隣接法律専門職種の活用等」においても同様の記述がある。）

基本的方向性

このような状況の中、本年6月18日に報告書を取りまとめた「これからの知的財産分野の研修のあり方を考える懇談会³」（以下「研修懇」という。）においては、司法審意見書で提言された、弁理士に特許権等の侵害訴訟代理権を付与する前提である信頼性の高い能力担保措置について検討を行った。

研修懇報告書（資料3）では、能力担保措置について以下のアウトラインが示され、その詳細については、引き続き検討すべきこととされた。

¹ 弁護士法第72条は、弁護士でない者が報酬を得る目的で法律事件に関して法律事務を取り扱うことなどを業とすることを禁止している。弁理士への侵害訴訟代理権の付与を検討するにあたっては、同条との関係を整理することが大きな課題であった。

² 司法制度改革審議会は、21世紀の我が国社会において司法が果たすべき役割を明らかにし、国民がより利用しやすい司法制度の実現、国民の司法制度への関与、法曹の在り方とその機能の充実強化その他の司法制度の改革と基盤の整備に関し必要な基本的施策について調査審議することを目的として、平成11年7月27日に内閣に設置された審議会。会長は佐藤幸治近畿大学教授。本年6月12日に意見書を提出。

³ これからの知的財産分野の研修のあり方を考える懇談会は、我が国における「知的創造サイクル」の実現のため、知的財産分野における人的基盤を充実・強化するとの観点から、それに必要な研修のあり方について幅広く検討を行うことを目的として、平成12年7月19日に特許庁に設置された長官の私的懇談会。座長は牧野利秋弁護士。本年6月18日に報告書を提出。

【能力担保措置のアウトライン】

訴訟代理権の取得に意欲を有する弁理士が対象

研修及びその効果確認を主たる目的とする試験により構成

研修は、民事訴訟に関する実務的なもの（民事訴訟実務に関する講義及び模擬事例を用いた演習形式の研修等）が中心

研修の骨格等は国が定め、その実施主体は日本弁理士会

試験においては、研修修了者が、民法・民事訴訟法の基本的知識を備え、

かつ研修内容を修得していることを確認

本ワーキンググループでの検討

本ワーキンググループでは、以上の点を踏まえつつ、前記の司法審及び研修懇において積み残された問題も含め、能力担保措置のあり方についてさらに詳細な検討を行った。

具体的には、

能力担保措置の前提条件及び基本的考え方として、弁理士が訴訟代理人となることができる「特許権等の侵害訴訟」の範囲、弁理士の訴訟代理人としての出廷⁴形態、及び訴訟代理人として担保されるべき能力の整理

研修懇報告書で引き続き検討すべきであるとされた、能力担保措置としての研修のあり方として、研修のレベル、研修科目、研修形態及び研修時間数等の点についての整理

同じく能力担保措置としての試験のあり方として、試験の目的、試験のレベル、試験の構成及び出題形式等の点についての整理

について検討を行い、その結果をとりまとめたものである。

⁴ 本報告書では訴訟代理人として裁判所に出頭する行為を「出廷」として統一的に用いた。

2. 能力担保措置の前提条件及び基本的考え方

研修懇報告書においては、

「司法制度改革審議会意見書に提言されているところに基づき、弁理士が特許権等侵害訴訟の訴訟代理人となる場合には、弁護士と当該訴訟事件を共同受任⁵し、両者が連携して法廷活動等を行うこと」

を前提として能力担保措置の大枠を検討している。

この能力担保措置を具体的に設計するにあたっては、

「特許権等侵害訴訟」が具体的にどの訴訟範囲を指すのか、

「両者が連携して法廷活動を行うこと」が具体的にどのような出廷形態を指すのか、

弁理士が侵害訴訟代理人となるにあたって、担保されるべき能力が具体的に如何なる内容であるか、

について整理する必要がある。

従って、本ワーキンググループでは、能力担保措置を設計するにあたり、必要となる前提条件及び基本的考え方について次の通り整理した。

⁵「共同受任」とは、弁護士が訴訟代理人となっている事件について、同一の依頼者から弁理士が訴訟代理を委任されることをいう。

2 - (1) 弁理士が訴訟代理人となることができる「特許権等の侵害訴訟」の範囲

弁理士が訴訟代理人となることができる「特許権等の侵害訴訟」は、具体的には「特許、実用新案、意匠、商標若しくは回路配置に関する権利又は特定不正競争による営業上の利益」に関する侵害訴訟とすべきである。

これまでの検討状況

司法審意見書では、「弁理士の特許権等の侵害訴訟(弁護士が訴訟代理人となっている事件に限る。)での代理権については、信頼性の高い能力担保措置を講じた上で、これを付与すべきである」と提言されている。

しかしながら、「特許権等の侵害訴訟」が具体的にどの訴訟範囲を指すのかについては明確には示されていない。

ワーキンググループでの整理

本ワーキンググループでは、「特許権等の侵害訴訟」の範囲(資料4)を考え上で、弁理士が、従来、補佐人として侵害訴訟に関与してきた実績を踏まえ、弁理士としての専門的知見を活用し、侵害訴訟過程においてより主体的に関与させることにより、訴訟の充実・迅速化を図ることが可能との観点から、「特許権等」の範囲を、現行弁理士法第5条において弁理士が補佐人として関与できると規定されている「特許、実用新案、意匠若しくは商標、回路配置又は特定不正競争」に関する事項のうち、侵害訴訟の対象となり得る「特許、実用新案、意匠、商標若しくは回路配置に関する権利又は特定不正競争による営業上の利益」とした。⁶

⁶ 弁理士が補佐人として訴訟に関与し得るものうち、国際出願(特許協力条約に基づく国際出願)及び国際登録出願(標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書に基づく国際登録出願)については、権利化されるに当たって、それぞれ国内の特許法又は商標法の適用を受けるため、侵害訴訟についても特許法又は商標法に基づき提訴される。

また、権利設定前の段階で侵害訴訟に関連し得るものとしては、国際出願に係る補償金請求権、及び国際登録出願に係る金銭的請求権があるが、とも権利の設定登録後にそれぞれ特許権又は商標権に基づき行使される。

従って、国際出願及び国際登録出願について、侵害に関連するものは「特許権又は商標権の侵害に関する訴訟」に含まれるものであり、これらを特許、実用新案、意匠、商標、回路配置及び特定不正競争と並べて特記する必要はないと考えられる。

2 - (2) 弁理士の訴訟代理人としての出廷形態

弁理士の訴訟代理人としての出廷については、以下のとおり整理した上で、例外的に裁判所が相当と認めるときに弁理士の単独出廷を可能とする旨の法律上の規定を新たに設けるべきである。

弁理士は弁護士との共同受任であり、弁護士と共同で出廷することを原則とする。

弁護士が期日に出廷できない例外的かつ一時的な場合であって、以下のいずれかに該当する場合には弁理士が単独で出廷できることとする。

弁理士の専門技術性が活用できる場合⁷、及びこれに関する主張、尋問、証拠調べ等であって、弁理士が単独で出廷することが相当であると裁判所が認めるとき

補佐人や侵害訴訟代理人を経験することで、訴訟遂行能力が十分に備わった弁理士について、当該期日については単独で遂行することが相当であると裁判所が認めるとき

これまでの検討状況

近年の知的財産権訴訟においては、審理の充実・迅速化の要請に対応するため、裁判所による審理内容が、当事者による十分な事前準備の励行、計画審理⁸の促進、早期結審の実現等、大きく変容してきており⁹、すでに地方裁判所全体における平均審理期間は、平成元年の 29.2 ヶ月から平成 12 年の 21.6 ヶ月に¹⁰（資料 5）知的財産権専門部を有する東京地方裁判所における平均審理期間は、平成 10 年の 26 ヶ月から平成 13 年の 16 ヶ月に¹¹短縮されてきている。

このような審理内容の変化に対応しつつ、依頼者の利益保護を図っていくためには、訴訟代理人には従来にも増して民事訴訟に関する幅広い知識と迅速な

⁷ 弁理士の専門技術性が活用できる場合とは、単に、科学技術的事項を意味するものではなく、特許、実用新案、意匠、商標、回路配置、特定不正競争に関し、弁理士としての専門的知見を活用可能な場合を含む。

⁸ 計画審理：審理の冒頭において、事件を迅速に進行させるために、当事者と事件進行について協議、審理終結までのスケジュールを策定し、審理終了の予定を明示すること

⁹ 東京地方裁判所知的財産権訴訟検討委員会が平成 12 年 10 月にとりまとめた「知的財産権侵害訴訟の運営に関する提言」では、当事者が訴訟提起に当たり入念に事前準備すること、裁判所と訴訟当事者との間で、審理計画を策定し、それに沿って計画審理を進め、紛争解決に向けて協力関係を形成すること、裁判所が積極的に心証を含めた見解を的確に伝え、紛争の究極的な解決に向けて努めること等により、裁判の充実・迅速化の実現を目指している。

また、大阪地方裁判所知的財産権部では、裁判の充実・迅速化のため、平成 12 年から多くの事件で計画審理を実践している。具体的には、2 つの訴訟類型（特許・実用新案事件、意匠・商標・不正競争事件）について、裁判所で作成した審理スケジュールの一般的モデルを基に当事者と十分協議した上で、個々の事件に相応しい審理計画を立て、これに基づき訴訟進行するものである。

¹⁰ 地方裁判所 知的財産権関係民事通常第一審既済事件に関する平均審理期間（最高裁判所行政局調べ）

¹¹ 東京地方裁判所 知的財産権関係民事通常第一審既済事件（平成 10 年については 1 年間、平成 13 年については、1 月から 9 月までの全事件）に関する平均審理期間（東京地方裁判所知的財産権専門部調べ）

訴訟対応能力が要求される。

一方、司法審意見書においては「国民の権利擁護に不十分な現状を直ちに解消する必要性にかんがみ、利用者の視点から、当面の法的需要を充足させる」（資料6）ための措置として、「弁理士の特許権等の侵害訴訟（弁護士が訴訟代理人となっている事件に限る。）での代理権については、信頼性の高い能力担保措置を講じた上で、これを付与すべきである」と提言されている。

しかしながら、前記意見書においては、弁理士の出廷形態（単独出廷を認めることを如何なる場合とするか）についての具体的な内容は明確に記載されてはいない。（司法審における議論の過程では、「代理権については信頼性の高い能力担保措置を講じた上で、単独での出廷も含め、これを付与すべき」旨整理されている。）

従って、弁護士が訴訟代理人となっている事件について、弁理士が弁護士と共同で出廷する場合、及び弁理士が単独で出廷できる場合、について、訴訟代理人としてどの程度の能力を担保すべきか、という点と、当面の法的需要を充足させるためにはどの程度の期間にどれくらいの数の弁理士に対して訴訟代理権を付与することが適当か、という点との均衡を考慮しつつ、より具体的に整理する必要性がある。

ワーキンググループでの整理

（1）弁理士の出廷形態

弁理士の出廷形態をどのように設定するかについては、大きく分けて 単独出廷の範囲は幅広く認められるべきであるとする意見と、弁理士は弁護士と共同で出廷することを原則とし例外的な場合にのみ単独で出廷することを認めるべきであるとする意見、が出され、

本ワーキンググループにおいては、

現在の知的財産権訴訟においては、審理の充実・迅速化を目指して審理内容が大きく変容しつつある状況を踏まえると、広範囲の単独出廷を弁理士に認める場合には、種々の訴訟行為に即応可能な高いレベルの能力担保措置（例えば、司法修習に準じた水準）を講じる必要があるとの大勢の認識の一致が見られたこと

能力担保措置を受講する弁理士は日々の業務を抱えており能力担保措置レベルの高度化は受講者数の減少につながり、司法審意見書で指摘された「当面の法的需要の充足」の観点から現実的でないとされたこと

を踏まえつつ、弁護士と弁理士が各々の有する専門的知見を相互に活用しながら、両者が連携して訴訟に対応することにより、審理の充実を図りながら審理期間を短縮するという制度改革の趣旨、及び実現可能な能力担保措置を望む日

本弁理士会の意向を踏まえた結果、弁理士の出廷形態については、弁護士との共同出廷を原則とし、例外的な場合に限り弁理士の単独出廷を認めることと整理した。

(2) 単独出廷の範囲を画す方法

前述の(1)単独出廷を例外的に認める場合に、その範囲を画す方法については、弁理士が単独出廷できる具体的期日(例えば「技術的事項に係る期日」)を法律で規定すべしという意見があったが、連続する訴訟手続の中から具体的期日を適切に切り出せるか、という実際上の問題点及び訴訟指揮の硬直化を招くとの観点から現実的ではないとされた。

これに対して、裁判長の訴訟指揮に委ねるべしとする意見については、裁判所の円滑な訴訟運営を可能とする観点で優れているが、裁判長が単独出廷の可否の決定についての訴訟指揮を迅速かつ説得力をもって行うためには、共同出廷が原則であり単独出廷は例外的な場合である点、及び判断権が裁判所にある点について法律上明確化することが必要であるとの意見が大勢を占めた。

以上の議論を踏まえ、能力担保措置設計の前提条件である弁理士の出廷形態については次のように整理した上で、例外的に裁判所が相当と認めるときに弁理士の単独出廷を可能とする旨の法律上の規定を新たに設ける(弁理士法、あるいは弁理士法及び民事訴訟規則に規定する)方向で共通認識を得た。

【原則】

弁理士は弁護士との共同受任であり、弁護士と共同で出廷することを原則とする。

【例外】

弁護士が期日に出廷できない例外的かつ一時的な場合であって、以下のいずれかに該当する場合には弁理士が単独で出廷できることとするべきである。

弁理士の専門技術性が活用できる場合、及びこれに関する主張、尋問、証拠調べ等であって、裁判所が弁理士が単独で出廷することが相当であると認めるとき

補佐人や侵害訴訟代理人を経験することで、訴訟遂行能力が十分に備わった弁理士について、当該期日については単独で遂行することが相当であると裁判所が認めるとき

2 - (3) 訴訟代理人として担保されるべき能力

2 - (2) の出廷形態を前提とした場合の訴訟代理人として担保されるべき能力は、
訴訟全体のプロセスの概要を理解すること
弁理士の専門技術性を発揮できる分野においては、主体的に訴訟に関与するとともに自らの訴訟行為の効果を理解すること
とすべきである。

これまでの検討状況

司法審意見書では、「弁理士の特許権等の侵害訴訟（弁護士が訴訟代理人となっている事件に限る。）での代理権については、信頼性の高い能力担保措置を講じた上で、これを付与すべきである」と提言されている。

この「信頼性の高い能力担保措置」で担保されるべき能力をどの程度とするかについて明確化する必要がある。

ワーキンググループでの整理

本ワーキンググループでは、弁護士との共同受任であり、原則弁護士との共同出廷であることを前提として、最低限以下の部分については能力を担保しておくことが必要であると整理した。

訴訟全体のプロセスの概要を理解すること
弁理士の専門技術性を発揮できる分野においては、主体的に訴訟に関与するとともに自らの訴訟行為の効果を理解すること

具体的に整理すると、以下のようになる。

. 基本的な民法・民事訴訟法の知識を有すること

知財訴訟の典型的なパターンについて習熟し、侵害訴訟に関連が深く、よく引用される民法・民事訴訟法の条文について、その内容と法的な構造の基礎を理解できるようにする。

. 訴訟全体のプロセスの概要を理解すること

訴訟手続における全般的な流れを理解し、訴訟がどのように進行するのかを理解できるようにする。

. 要件事実や事実認定の基礎を理解すること

訴状や準備書面の作成を行う際には、訴訟手続の中で要点の整理をし、どの事実を争うかを決め、主張の論理構成を組み立てることが必要とされる。つまり、要件事実や事実認定の基礎を理解し、これらの実務的な研修を通じて、要件事実に関する能力や事実

認定能力を養成し、弁理士の専門技術性を発揮できる分野においては、弁理士が主体的に訴訟に関与することができるようとする。

. 自らの訴訟行為の効果を概ね理解すること

例えば、原告が特許権を侵害したとされる製品(イ号物件)の特定の記載の仕方によつては、判決後の執行の際、被告に構造変更等の可能性を与え、結果として原告が主張するような物を製造販売していないことになった場合、侵害が成立しないことになってしまふ。訴訟の流れの中で、自らがどのように訴訟行為をなす必要があり、その訴訟行為がどのような結果をもたらすのかを理解できるようとする。

以上の整理に基づき、弁理士が訴訟代理人となるにあたって必要な能力担保措置(研修及び試験)の内容、レベルについて具体的に検討することとした。

3. 能力担保措置としての研修のあり方

研修科目及び研修形態は、研修科目間の優先度や講師負担等を考慮しつつ、さらに検討を重ねることとする。

当面3年間で1000人規模の訴訟代理権を有する弁理士の養成を目指す程度の研修規模が好ましいが、具体的規模については、日本弁理士会が実施予定の受講希望調査の結果及び講師確保の可能性を踏まえつつ、引き続き検討を行う。

研修は、訴訟実務に役立つ実践的な知識の習得を目指すが、受講者及び講師の負担を考慮し、総時間数は最低45時間とすべきである。

研修単位（クラス）当たりの受講者数は50～70人、講師は6人程度とするのが適当である。弁護士講師については、実務の傍ら本研修の大部分について協力を仰ぐ必要があることから、弁護士講師の委嘱にあたっては日本弁理士会、特許庁をはじめ、各方面の十分な配慮が必要である。また、裁判官からも講師協力を得ることとするが、裁判官の負担を考慮して、研修全体を統合して講演形式で講義を行う等、講師派遣の協力が得られやすいよう配慮すべきである。

統一的な試験の実施を踏まえ、研修内容の標準化の観点から研修においては、共通教材を用いる必要がある。また、その作成にあたっては、現実の訴訟実務に則した内容とするためには裁判官の関与が望まれるが、裁判官の負担を考慮して、裁判官による助言・監修を求めるべきとする。

研修科目毎、研修単位毎に講師間会議を行うことにより研修内容の統一化を図る必要がある。

研修の修了を客観的に判断するための修了基準を設けるべきである。

研修の実を上げるためにには、研修において実務研修（司法修習における実務修習に相当するもの。）を行うことが望ましいが、受講者負担等の実現可能性を踏まえ、実務研修に代替するものとして補佐人経験を位置付け、例えば、研修受講の際の優先順位の判断材料等として考慮することも検討すべきである。

補佐人経験により研修を一部免除することは、能力担保のレベルを維持する上で適当ではない。

これまでの検討状況

研修懇報告書においては、「研修の骨格等は国が定めるべきである」とされ、「研修の内容については、司法修習のうち特許権等侵害訴訟に関連する部分を参考にしつつ、民事訴訟に関する実務的なものとすべきであり、研修の時間数

等については、弁理士が弁護士と共同受任の事件において訴訟代理人となることを踏まえ、これに必要な範囲内のものとすべきである」とされている。

研修懇報告書で提言された方向、及び検討すべき課題を整理すると次のとおりである。

【研修懇報告書で定められた方向と検討すべき課題】

	研修懇報告書で定められた方向	検討すべき課題
研修の対象者	訴訟代理権の取得に意欲を有する弁理士	研修規模
受講者の前提レベル	民法や民事訴訟法に関する基本的知識を習得していること	民法や民事訴訟法に関する任意研修の手当
研修科目、研修形態	講義：民事訴訟法・民事訴訟実務 (要件事実概論、証拠収集と立証等)	科目の詳細・研修の形態
	演習：訴状・答弁書・準備書面・損害額認定等の起案等	
研修時間数	弁護士との共同受任を前提とした、必要な範囲内のもの	具体的な時間数
研修の一部免除	侵害訴訟等の実務経験を評価	免除の是非
その他提言事項	・講義やレベルを統一化するための講師間の合議 ・共通教材の作成による内容の標準化(具体的措置) 研修の実施主体は日本弁理士会としつつ、研修の実施事務については外部機関を活用する等その実施態様に柔軟性を持たせる ・弁理士が、研修時間・場所等の面で受講し易い研修とする	

ワーキンググループでの整理

(1) 研修のレベル

民法、民事訴訟法については、受講者がその基礎知識を研修前に自己研鑽により習得していることを前提に、

訴訟全体のプロセスの概要を理解すること
弁理士の専門技術性を発揮できる分野においては主体的に訴訟に関与するとともに自らの訴訟行為の効果を理解すること

が可能な程度の能力を涵養できるレベルとする。

(2) 研修科目、研修形態及び研修時間数

標記の点については、日本弁理士会から、以下のとおり、研修懇報告書を踏まえ、更に関連手続（裁判上の和解、訴え提起前の和解、上訴、仮処分、執行手続）及び関連法（会社法概論、倒産処理法（破産法、民事再生法、会社更正法））を含めた研修案（研修時間数 72 時間）が提案され、その実現可能性につき検討を進めることとした。

【日本弁理士会研修案（研修時間数 72 時間）】

【講 義】	【演 習】
民事訴訟法、民事訴訟実務 ○要件事実概論 ○特許権侵害訴訟の要件事実 ○立証活動（証拠収集を含む） ○裁判上の和解、訴え提起前の和解 ○上訴（控訴、上告、抗告） 仮処分手続（民事保全法） 執行手続（民事執行法） 関連法（会社法概論、倒産処理法 (破産法・民事再生法・会社更生法等)) 法曹倫理	（模擬事例を用い、下記～の起案について、起案の留意点の説明、自宅起案、講評からなる演習） 訴状（特許権侵害事件） 訴状（商標権侵害・不正競争事件） 答弁書 準備書面 損害額の算定 証拠の提出と証人尋問 全体のまとめ (自宅起案の30時間は上記時間には含まず)

まず、日本弁理士会は、東京、大阪、名古屋を始めとした各地区部会における会員向説明会を開催して、この研修案についての会員の理解を求めたところ、現実に弁理士業務を行っている受講生の負担が大きく参加が困難との意見が多く寄せられた一方、研修の講師として期待する弁護士等の数にも限界があることが判明した。

他方、本ワーキンググループにおいては、研修の形態について、訴訟実務に役立つ実践的な知識を習得するためには、より演習に重点を置くべきであるとの議論を進めていたところ、この研修案に対しては、演習の中で関連手続及び関連法を事例として取り上げ、効果的に履修することが可能ではないか、との意見が主流を占めた。

これらの作業・検討を踏まえて、日本弁理士会は、当初案から履修の必要性の優先度を考慮して、和解等の関連手続、及び会社法等の関連法の講義を削除し、研修時間を 45 時間程度にすることが現実的との提案を行ったに至った。

このような状況の下、研修科目間の優先度を考慮しつつ最低 45 時間の研

修時間数とすること、訴訟の手続や構造を理解させるためには民事訴訟概論が重要であること、及びケースメソッドや即日講評の実施等、演習における起案添削にかかる講師の負担の軽減に努めること、を踏まえつつ、研修科目としては以下のものを盛りこむべきであると考えられる。

【能力担保研修に必須のもの】

民事訴訟概論の基礎的部分

実践的な観点から民事訴訟の基礎理論、訴訟構造等の理解を目的とするもの。

要件事実概論の基礎的部分

一般的な民事事件における要件事実の基礎の理解を目的とするもの。

特許権等の侵害訴訟の要件事実の基礎的部分

一般的な民事事件についての要件事実の考え方を基に、特許権等の侵害訴訟に特有の要件事実の考え方の理解を目的とするもの。

立証活動（証拠収集を含む）の基礎的部分

事実関係を調査し、証拠の収集を行うことにより、訴訟において当事者間に共通の事実認識を形成することの重要性、及びその手段の理解を目的とするもの。

法曹倫理

訴訟代理人として求められる法曹倫理、職責の理解を目的とするもの。

特許権等の侵害訴訟の訴状、答弁書、準備書面に関する基礎演習（5例程度）

特許・実用新案、商標・特定不正競争についての事例を示し、研修生に起案の演習又は事前の予習をさせ、講評又は討論を行うことにより、実践的な能力を涵養することを目的とするもの。

【履修の必要性が高いもの】

裁判上の和解、訴え提起前の和解の基礎的部分

和解の手続、和解条項の作成のための基礎知識の理解を目的とする。

上訴（控訴、上告、抗告）の基礎的部分

依頼者の利益確保のため、原審の判断に関する検証と上訴の適否を判断する上での基礎知識の理解を目的とする。

仮処分手続（民事保全法）の基礎的部分

仮処分手続の概要及び民事保全法に定める仮処分手続の類型についての基礎知識の理解を目的とする。

執行手続（民事執行法）の基礎的部分

判決、和解調書、仮処分命令等の執行手続の基礎知識についての理解を目的とする。

【訴訟代理人として履修しておくことが望ましいもの】

関連法（会社法概論、倒産処理法（破産法・民事再生法・会社更生法等））の基礎的部分

特許権等の侵害訴訟が主として企業間に発生すること、和解においては企業の倒産の影響も考慮する必要があることから、会社法、倒産処理法の概要についての理解を目的とする。

なお、研修形態及びカリキュラムの詳細については、実際に講義に関わる講師の意見も聞きながら、さらに検討を重ねる必要がある。

また、研修開始後もその実績を踏まえ、必要に応じ適宜見直すこともあり得る。

（3）研修規模について

日本弁理士会が今年5月に実施した能力担保に関する会員アンケート結果（資料7）、及び弁理士の補佐人としての関与状況から試算した結果（資料8）を踏まえ、さらに

今後も訴訟件数の増加が見込まれること

司法審意見書で指摘されている「当面の法的需要を充足」させること

競争原理の導入（利用者の選択の拡大）を図る必要があること

を考慮すると、研修の設計にあたっては、年間400～500人程度の研修を実施し、当面3年間で1000人規模の訴訟代理権を有する弁理士の養成を目指す程度の研修規模が好ましいが、具体的規模については、日本弁理士会が実施予定の受講希望調査の結果及び講師確保の可能性を踏まえつつ、引き続き検討を行う。（資料9）

（4）研修における講師の構成、及び研修単位（クラス）

受講した弁理士が実際の訴訟に耐え得る能力を涵養するためには、研修内容が訴訟実務中心となることから、研修の講師は実際に訴訟実務に関与する者、具体的には、裁判官（特に、知的財産部門）及びその経験者、知的財産権に精通する弁護士により行われることが適当である。

研修単位（クラス）及び講師数については、演習による研修を行うことによる講師の負担を踏まえつつ、司法修習における1研修単位（クラス）当たりの人数（現在は70人程度）を参考にして、研修単位当たり50人～70人程度の受講者数とし、講師は6人程度を充てることが適当である。

弁護士講師については、実務の傍ら本研修の大部分について協力を仰ぐ必要があることから、弁護士講師の委嘱にあたっては日本弁理士会、特許庁をはじめ、各方面の十分な配慮が必要である。

また、裁判官からも、裁判所の立場から見た訴訟の留意点や、法曹倫理に関する講義について講師協力を得ることとするが、裁判官の負担を考慮して、研修全

体を統合して講演形式で講義を行う等、講師派遣の協力が得られやすいよう配慮すべきである。

(5) 研修内容の標準化

共通教材作成への裁判官の協力形態

統一的な試験を実施するためには、研修内容の標準化の観点から研修において共通の教材を用いる必要がある。また、その作成にあたっては、訴訟実務に則した内容とするため、裁判官の関与が望まれるが、裁判官の負担を考慮して、裁判官による助言・監修を求めることがある。

講師間会議

研修の実施にあたっては、同時期に複数の研修単位（クラス）の研修が並行して行われることが想定される。この場合には、研修内容の統一化の観点から、研修科目毎、及び研修単位毎に講師間の会議を行うことが必要である。

(6) 研修の修了基準

研修は能力担保措置の主要部をなすものであることから、その修了については、受講生の研修参加状況（出席日数）や課題の提出状況等に基づき客観的に判断する修了基準を設けるべきである。

(7) 補佐人経験の考慮

訴訟実務に役立つ実践的な知識を習得するためには、能力担保研修において実務研修（司法修習における実務修習に相当するもの。）を行うことが望ましい。

しかしながら、実務研修を義務づけることは受講者の負担を増加させること、また、受入れ先との関係により現に自らが関与している訴訟あるいは将来関与する訴訟に関与できなくなるおそれがあること、から能力担保研修において実務研修を実施することは現実的ではない。

従って、実務研修に代替するものとして補佐人としての実務経験を位置付け、例えば、研修受講の際の優先順位の判断材料等として考慮することも検討すべきである。

なお、補佐人経験により研修を一部免除することは、研修のレベルを維持する上で適当ではない。

(8) 研修の実施態様

本ワーキンググループでは、研修の実施場所に関し、東京・大阪での開催については異論がなかったが、その他の地域については研修受講生の数の問題と、裁判所の知的財産権専門部がない地域については、裁判官の講師協力を得ることが困難という問題が指摘された。（資料10）

（9）任意研修の受講の促進

本研修を受講するにあたり、受講生は民法、民事訴訟法を自己研鑽により習得していることを前提としているが、研修の理解をより深めるため、研修受講前に日本弁理士会が別途、大学への委託により行う予定である任意研修（民法30時間、民事訴訟法30時間、合計60時間程度）を受講していることが望ましい。

4. 能力担保措置としての試験のあり方

能力担保試験は、研修の効果確認を主たる目的とし、民法及び民事訴訟法の基本的知識を備え、かつ研修内容を修得することにより、弁護士と連携しつつ法廷活動を行うに足る能力を備えていることの確認を行う。

試験は、民事訴訟実務についての実践的知識を習得したか否かを確認するため、論文式で出題することとし、その中で民法・民事訴訟法についての知識の習得の度合いを問う形式のもの（総合問題）とするのが適当である。

これまでの検討状況

研修懇報告書では、「研修の実施態様に柔軟性を持たせる一方、資質の担保と資格認定の公正さを確保するため、研修の効果確認を主たる目的とする試験は国が実施すべきである。

試験は、司法修習の終了時に行われている「考試」を参考しつつ、受講生が民法・民事訴訟法の基本的知識を備え、かつ研修内容を修得することにより、弁護士と連携しつつ法廷活動を行うに足る能力を備えていることを確認するものとすべきである。」

とされているが、試験の構成、形式等の詳細についてはさらに具体的な検討が必要である。

ワーキンググループでの整理

（1）試験の目的

研修の効果確認を主たる目的とし、民法及び民事訴訟法の基本的知識を備え、かつ研修内容を修得することにより、弁護士と連携しつつ法廷活動を行うに足る能力を備えていることの確認を行う。

（2）試験のレベル

試験のレベルは、弁理士が弁護士と共同で受任する侵害事件に関して、原則として弁護士と共同出廷することを前提に、

訴訟全体のプロセスの概要を理解すること

弁理士の専門技術性を発揮できる分野においては主体的に訴訟に関与するとともに自らの訴訟行為の効果を理解すること

についての能力が備わっていることを確認する程度とし、

- ・ 基本的な民法・民事訴訟法の知識を有すること
- ・ 訴訟全体のプロセスの概要を理解すること
- ・ 要件事実や事実認定の基礎を理解すること
- ・ 自らの訴訟行為の効果を概ね理解すること

について研修効果を確認するものとする。

(3) 試験の構成及び出題形式

試験の構成については、民法・民事訴訟法、民事訴訟実務の科目について、一の試験として実施する場合と、それぞれの科目について個別に試験を実施する場合、また、試験の形式としては、論文式試験として行う場合と、短答式試験（択一式を含む。以下同じ。）として行う場合とが想定される。

これらの点については、民事訴訟実務についての実践的知識を習得したか否かを確認するため、論文式で出題することとし、その中で研修の実効性を上げるために事前に習得することが必要とされている民法・民事訴訟法についての知識の習得の度合いを問う形式のもの（総合問題）とすることが適当であることについて、意見の一致を見た。

なお、口述試験を行うべしとの積極的意見はなかった。

これを踏まえ、試験は、例えば以下のような方法で行うことが考えられる。（本案はイメージであり、試験の内容、時間、設問数については今後の検討によって変更し得る。）

試験科目	民法・民事訴訟法、民事訴訟実務
試験の形式	論文式筆記試験
試験内容	複合的要素を含む特許権等侵害事件（例えば、共同不法行為等の民法の知識が必要とされる事件）の仮想的な事例を提示し、これに基づく要件事実の整理等を行うことによる研修の効果確認、併せて民法上の論点、民事訴訟法上の論点についても整理させる等の工夫をする。
試験日程・時間	1日の中で実施
設問数	事例1～2問（各事例について民事訴訟実務に関する大問1問、及び民法・民事訴訟法に関する小問2問程度を含む）

(4) 試験の実施回数

試験は年1回の実施とすることが適当である。

(5) その他

受験資格

日本弁理士会が実施する能力担保研修の課程を修了した弁理士であること（研修修了については、研修の受講実績（出席日数、課題の提出状況等）に基づき判断する必要がある。

なお、試験に不合格になった場合については、再度研修を受講し修了しなくとも受験資格を有するとすることが適当である。

合格基準の考え方

民法及び民事訴訟法の基礎的知識を有し、かつ能力担保研修の内容を十分に修得していると認められる水準とすること、すなわち、人数を絞るための試験ではなく、受験者のうち一定の水準を満たしている者を合格とすることが適当である¹²。

試験の開始時期

試験の開始時期については、研修教材の整備等の条件から、研修の実施時期が平成15年の4月以降となる見込みであることを踏まえ、研修期間が終了する平成15年夏以降を想定している。

試験の詳細設計及び実施

試験の内容の詳細、実施体制、具体的スケジュールについては、その実施に合わせ、今後、審議会等における詳細な検討が必要である。

¹² 規制改革推進三か年計画（平成13年3月30日閣議決定）では、「業務独占資格の見直し」のなかで、「試験合格率又は講習終了率が極めて高いもの」については、「廃止を含めその在り方を検討する。」とされていること、「合否判定基準、配点、模範回答等の公表、不合格者に対する成績通知を行うほか、合格発表を迅速化する」とされている。

しかしながら、本ワーキンググループにおいては、この試験は資格試験ではなく、司法修習の考試と同様に、能力担保研修を完成させるために行う効果確認であるから、研修内容を確実に習得した者は合格することが妥当であり、選別を行う一般的な資格試験と性質の異なるものではないかと指摘されている。

資 料 集

弁理士法の改正等に関する答申（抜粋） 平成11年12月22日 工業所有権審議会

第 章 制度改革の基本的方向

3. 迅速かつ利用しやすい紛争処理制度の実現

【2】特許裁判の機能強化に向けて

知的財産訴訟が増加する中、知的財産に係る裁判の迅速化・専門性の確保が求められている。本年4月には東京地裁の知的財産専門部の拡充・強化が図られているが、引き続き特許裁判の機能強化を図るべきとの声が強い。

現状の分析

（1）紛争処理の迅速化に向けた裁判所・特許庁の取組

最終的な紛争解決手段である特許裁判については、これまで、迅速化、技術専門性の確保に向けて、裁判所及び特許庁において以下のような措置を行ってきたところである。

知的財産専門部の拡充及び管轄の集中

- ・東京地裁の知的財産専門部が1部から3部に増設（平成10年、11年）
- ・特許権、実用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作者の権利に関する訴えについては、当事者の希望により、東京地裁又は大阪地裁の知的財産専門部での審理を選択することが可能となった。（平成8年民事訴訟法改正）

特許庁と裁判所の協力の強化

- ・裁判所から特許庁長官に対し、特許発明の技術的範囲について鑑定の嘱託があったときは、3名の審判官がその専門技術的見解を裁判所に提供することとした。（平成11年特許法改正）
- ・特許庁と裁判所の間で侵害事件関連情報の交換を行うことにより、侵害訴訟関係の無効審判についての審理を迅速化し、訴訟全体の早期解決を図ることとした。（同上）
- ・技術的専門性確保の観点から、知的財産専門部を有する東京地裁・高裁、大阪地裁・高裁に合わせて19名の特許庁審判官・審査官を裁判所調査官として配置。
- ・侵害訴訟と並行して特許権の有効性を争うために請求されることが多い無効審判については、侵害事件の解決の前提となるものであり特に迅速な解決が求められることから、早期処理を実施し審理期間を大幅に短縮した。（特許は12月以内、意匠・商標は6月以内を目標）

専門家の関与の拡大

- ・知的財産専門部の判事と調停委員（弁護士、弁理士1名ずつ）が参加する専門調停委員会で当事者間の和解を促す専門調停制度が、平成10年10月から東京地裁で、平成12年1月から大阪地裁で開始された。
- ・損害の計算の容易化のため、公認会計士等の専門家を活用し計算書類の鑑定を行う計算鑑定人制度を導入した。（平成11年特許法改正）

改革の方向性

（1）紛争の増加に対応した裁判体制の充実・強化の要望

以上のように現在の知的財産訴訟に対応しうる体制の整備が急ピッチに進められてきたが、今後、知的財産マーケットの拡大に伴う訴訟件数の更なる増加や、バイオ、金融工学等の最先端技術に関連する訴訟に対応していくためには、上記の諸施策を引き続き推進（知的財産専門部の質的・量的充実や知的財産担当裁判官の積極的育成、技術専門家の活用）していくことが重要である。

（2）当事者の主張立証活動の質の向上の必要性

特許裁判の機能強化のためには、裁判所側の体制整備のみならず、当事者の主張立証活動をより充実して迅速かつ専門的な審理への対応を図ることが不可欠である。

具体的には、専門技術的な主張立証を円滑に行うため、最先端技術に詳しい大学教授や損害の計算のための会計書類の解析を専門とする公認会計士等の専門家を鑑定人候補としてデータベース化し、その利用を促進していくことが考えられる。

（3）知的財産訴訟を扱う弁護士の増加、弁理士の活動範囲の明確化

ユーザーサイドには、侵害訴訟における代理人活動を担う知的財産専門の弁護士の増加を望む声が非常に強い。

また、弁理士には、現行弁理士法上、訴訟当事者又は訴訟代理人とともに出頭して陳述を行う法廷陳述権が規定されているのみであり、訴訟手続の中でいかなる行為が可能か明らかではないため、現実の訴訟において準備書面の作成等訴訟業務の大半に弁理士が関与しているにもかかわらず、和解手続、証人尋問などについて裁判所毎にその取り扱いが異なり、弁理士が関与できない場合が生じているという指摘がある。この点については、民事訴訟法上の補佐人の概念とほぼ同一であり、確認規定は必要ないとの少数意見もあったが、こうした事態を改善するため、裁判官の訴訟指揮権を制約することのないよう、また、民事訴訟法等への影響にも配慮しつつ、弁理士が訴訟において行い得る権能を法律上明確化することを検討すべきである。

制度改革に向けて検討すべき論点

（1）弁理士に対する侵害訴訟代理権の付与

紛争処理を最終的に担保する侵害訴訟において、弁理士は法廷陳述を行うことができる権能に基づき侵害訴訟の約7割に関与しているが、実態上は、技術と法律の専門家として、技術的説明や権利範囲に関する法廷陳述のみならず、証拠調べや準備書面の作成、裁判上の和解交渉まで、訴訟代理人である弁護士とともにに行っているケースも多い。

こうした実態を踏まえた上で、知的財産紛争の早期解決を図るためにも、弁理士に侵害訴訟代理権を付与することを検討すべきではないかとの議論がある。しかし、この問題については、以下のような肯定、否定、司法制度全体の検討に委ねるべきとの議論があった。

<弁理士の訴訟代理権を肯定する立場>

- ・ ユーザーは当該技術に関して権利化段階から一貫して関与することにより、技術のみならず相手方との取引関係全般について熟知している弁理士に侵害訴訟についても依頼することを望んでいる。
- ・ 侵害訴訟は、どのような案件であっても係争技術の確定及び権利範囲の解釈を巡って争われるものであり、技術的専門能力が重要である。その他の必要な能力については、民法、民事訴訟法等についての特別の試験・研修を実施して担保することが可能である。
- ・ 弁理士は、技術理解力と工業所有権に関する知識に基づき、侵害行為の特定のような訴訟の中心的課題について主要な役割を果たしているが、訴訟代理人として主体的に関与させることにより、原告側の準備の充実や被告側の対応の迅速化が図られ、訴訟審理全体の迅速化に寄与するのではないか。
- ・ 侵害訴訟件数が年平均 7.5% という大きな伸びを示す中で、今後弁護士のみで十分な知的財産紛争処理サービスを提供できるのか。
- ・ 一定の条件を満たせば弁理士にも侵害訴訟代理権を認めるべき。日本では侵害訴訟は法律の専門家（弁護士）と技術の専門家（弁理士）の二人で一人前という感じであるが、アメリカのパテントアトーニーのように一人で両方分ける人材に依頼する方がはるかにメリット大。
- ・ 知的財産専門サービスへのニーズが今後増大していく中で、企業が自ら責任を持って選択できる人材を増やすべき。弁理士も技術と法律の専門家であるならば活用すべき。

<弁理士の訴訟代理権を否定する立場>

- ・ 訴訟代理人は、時として公権力やユーザーの意見と対立しつつもユーザーの利益のために最善を尽くすことが求められる立場であり、高い独立性や自主性を有する弁護士のみに認められるべき。
- ・ 訴訟代理人には、係争技術に関する弁論能力に加えて、契約、不法行為、権利濫用といった民法一般の知識、民事訴訟法、民事執行法等の訴訟手続・訴訟実務の知識経験や交渉力が求められており、現在の弁理士には対応することが難しい。
- ・ 現行制度においても、弁理士は補佐人として相当程度代理人同様の役割を果たしており、弁護士との共働という観点からも十分バランスのある制度となっている。
- ・ ユーザーが望む技術と法律の両面を備えた人材を養成するには、現状の試験制度を抜本的に変えて相当高度な法律的訓練を受けた資格内資格のようなものを考へないと実現できない。特に大企業の知的財産部のように法律的知見を有する人材を有していない中小企業や個人の場合に対して、能力の保証を確保するのは相当難しい。

<司法制度改革審議会の議論を待つべきとの意見>

- ・ 訴訟代理権を認めるかどうかについては訴訟運営への影響が非常に大きい。また法曹人口の増加や司法書士の簡裁訴訟代理権等の他士業との関係など、多面的な議論が必要である。司法制度改革審議会はそのために設置されたものであり、司法制度改革審議会の議論を待つべき。

(2) 以上のような議論の結果、訴訟代理を行うために必要な試験・研修を修了し、かつ厳格な職業倫理と規律が適用されている者に対しては、訴訟代理権を付与することを検討すべきとの基本的方向性についてはほぼ意見の一致を見たものの、弁理士に対して侵害訴訟代理権を付与すべきかどうかについては、司法制度改革審議会の議論を待つべきとの意見が有力であった。

(3) パブリックコメントにおいては、試験・研修を条件に訴訟代理権を付与すべきとの意見が多く提示されたが、他方、試験・研修の条件を司法制度改革審議会で具体的に検証されるべきであるとの意見も企業関係者、弁理士等から相当数が提示される等多様な見解が見られた。

(4) また、現在、規制改革委員会の「規制改革に関する論点公開」において、「国民の権利の保護及び利便性の向上」の観点から、弁理士の訴訟代理権の付与を含めた隣接職種の業務範囲の見直しが議論されており、今後、より幅広い検討が期待されている。

(5) このため、工業所有権審議会としても、工業所有権及び弁理士制度について調査審議する立場から、司法制度改革審議会、規制改革委員会に対して、本小委員会におけるこれまでの検討成果を十分に伝え、早期の精力的な検討を期待するとともに、工業所有権審議会においても、今後とも、これら審議会等における議論を踏まえつつ、制度改革の具体的な内容について、必要に応じ、更なる検討を行って行くべきである。

第 章 今後実現に向けて具体化すべき課題

3. 弁理士の知的財産関連訴訟における訴訟代理

弁理士の業務として工業所有権等に関する侵害訴訟の訴訟代理を認めることについては、本小委員会においては、賛否両論の様々な議論が熱心に討議され、パブリックコメントにおいても多様な意見が見られた。

弁理士に侵害訴訟の代理権を付与する場合には、民事訴訟実務等に関する十分な試験研修の実施や厳格な職業倫理の確保を条件とすべきであるという基本的方向性については、基本的に意見の一致を見たものの、試験研修の具体的な方法・体制の在り方、訴訟に携わる弁理士の司法制度における位置付け等について、今後更に具体的な検討が必要である。さらに、司法の人的インフラに関わる重要な問題であることなどから、司法制度改革審議会における国民的見地に立った検討も必要である。特に、訴訟実務の試験研修の検討については、特許庁や弁理士会だけでなく、裁判所、弁護士会等司法制度関係者の協力体制が不可欠な分野である。

当小委員会としては、司法制度改革審議会・規制改革委員会に対して、これらの点についての具体的な対応策が真摯に議論され、実現に向けた検討が早期になされることを強く要請するものである。その際には、制度改革に携わる全ての関係者が、ユーザーの

視点と我が国の知的財産訴訟の現状への問題意識を共有した上で、弁護士、弁理士等の関係者が現状の改善のためにどのような貢献や協力ができるのかという見地からの建設的な提言が行われることを強く期待したい。

また、中長期的には、知的財産関連裁判の更なる機能強化を図るため、技術系出身者が数多く法曹界に進出できるよう、大学教育の在り方と併せて、法曹養成制度の改革についても、その実現に向けた検討が強く期待される。

司法制度改革審議会意見書(抜粋) 平成13年6月12日 司法制度改革審議会

. 国民の期待に応える司法制度

第1 民事司法制度の改革

3. 知的財産権関係事件への総合的な対応強化

知的財産権関係訴訟事件の審理期間をおおむね半減することを目標とし、民事裁判の充実・迅速化に関する方策に加え、以下の方策等を実施すべきである。

- ・弁理士の特許権等の侵害訴訟代理権については、信頼性の高い能力担保措置を講じた上で、これを付与すべきである。

(2) 総合的な対応強化の具体的方策

技術的知見を有する弁理士の専門性をも活用するため、弁理士の特許権等の侵害訴訟代理権(弁護士が訴訟代理人となっている事件に限る。)については、信頼性の高い能力担保措置を講じた上で、これを付与すべきである。

. 司法制度を支える法曹の在り方

第3 弁護士制度の改革

7. 隣接法律専門職種の活用等

訴訟手続において、隣接法律専門職種などの有する専門性を活用する見地から、

- ・弁理士への特許権等の侵害訴訟(弁護士が訴訟代理人となっている事件に限る。)での代理権については、信頼性の高い能力担保措置を講じた上で、これを付与すべきである。

弁護士と隣接法律専門職種との関係については、弁護士人口の大幅な増加と諸般の弁護士改革が現実化する将来において、各隣接法律専門職種の制度の趣旨や意義、及び利用者の利便とその権利保護の要請等を踏まえ、法的サービスの担い手の在り方を改めて総合的に検討する必要がある。しかしながら、国民の権利擁護に不十分な現状を直ちに解消する必要性にかんがみ、利用者の視点から、当面の法的需要を充足させるための措置を講じる必要がある。

このような観点に立ち、訴訟手続においては、隣接法律専門職種などの有する専門性を活用する見地から、少なくとも、…中略…、弁理士の特許権等の侵害訴訟(弁護士が訴訟代理人となっている事件に限る。)での代理権については、信頼性の高い能力担保措置を講じた上で、これを付与すべきである。

これからの知的財産分野の研修のあり方を考える懇談会報告書(抜粋)

平成 13 年 6 月 18 日 特許庁

はじめに

知的財産紛争の迅速な解決を図るという面では、本年 6 月 12 日にとりまとめられた司法制度改革審議会の意見書において、特許権等侵害訴訟における弁理士への訴訟代理権の付与、法曹の専門性の強化等が提言されている。

1. 知的財産分野の人的基盤に関する現状と課題

知的財産紛争の解決を一層迅速化するためには、司法制度改革の一環として、弁理士への特許権等侵害訴訟代理権付与、法曹の専門性強化等が提言されており、その具体化のための検討が求められている。

(1) 弁理士、知的財産分野の弁護士の現状

司法制度改革

約 2 年にわたって検討されてきた司法制度改革については、司法制度改革審議会が本年 6 月 12 日に意見書をとりまとめた。この中で、知的財産権関係事件への総合的な対応強化を図る観点から、訴訟事件の審理期間(注)を概ね半減させることを目標として、弁理士への特許権等の侵害訴訟代理権の付与、法曹の専門性強化を含む提言を行っている。

近年、特許権の権利としての強化(損害賠償額の立証容易化等)を中心とする特許法改正を行ってきたが、それがわが国において知的創造サイクルに結実するためには、迅速かつ的確な紛争の解決、特に国際的にみても迅速な解決を推し進める必要がある。

このため、紛争解決に携わることのできる弁理士、及び知的財産分野の専門性が高い法曹の育成が急務である。

(注) 知的財産権関係訴訟事件の平均審理期間

・平成 11 年: 23.1 月

(出典: 司法制度改革審議会意見書)

2. 知的財産分野の研修等に対する基本的な考え方

(2) 国の役割

知的財産紛争の解決という面においては、今後具体化される司法制度改革と連携して、工業所有権に関する審判、訴訟、裁判外紛争処理、水際防止措置等が、全体として効果的かつ国際的に見ても迅速な解決をもたらすシステムとする必要がある。その人的基盤を形成するには、知的財産分野の法曹の専門性強化、侵害訴訟と連動することの多い無効審判に関する弁理士の実務能力の向上、関係行政機関職員に対する専門的知識の普及等の面で必要な研修の実施について検討すべきである。

3. 日本弁理士会による研修の充実・強化

昨年の弁理士法改正により、弁理士は、工業所有権等の活用や仲裁等の紛争解決面において、従前を上回る役割を果たすことが求められている。また、今後具体化される司法制度改革にも貢献することが期待されている。

日本弁理士会においては、こうしたニーズに対応して、弁理士が高度かつ多様なサービスを提供できるよう、新人研修の強化、継続研修の導入等を図るべきである。

特に、知的財産紛争への対応能力を強化するためには、民法・民事訴訟法等に関する研修を抜本的に充実させるとともに、幅広く提供すべきである。

主要な研修については、研修の受講履歴を公表し、これらの研修の受講を促すとともに、ユーザーが個別案件の専門性に対応した弁理士を容易に選択し得るようにすべきである。

(1) 改正弁理士法の下での弁理士の資質の向上

昨年の弁理士法改正により、弁理士は、工業所有権等のライセンス契約、譲渡における仲介・代理、日本知的財産仲裁センター等での仲裁・和解における代理等についても、業務として行うこととなった。

さらに、今後具体化される司法制度改革においては、特許権等侵害訴訟における訴訟代理人、専門委員等として、審理の迅速化に寄与することも期待されている。

日本弁理士会は、こうした弁理士が果たすべき新しい役割に対応して、弁理士の能力開発機会をより多様化・充実し、研修体制を強化することが望まれる。

また、個々の弁理士が、日本弁理士会をはじめとして、その他の民間機関の研修等も活用し、自己研鑽と競争を通じて、多様なユーザーニーズに応え得る実務能力を身につけることが期待される。

(2) 司法制度改革に対応した研修の強化

司法制度改革審議会は、本年6月12日に出された意見書において、知的財産権関係事件への総合的な対応強化の一環として、「信頼性の高い能力担保措置」を前提に、弁理士に対して特許権等の侵害訴訟代理権を付与することを提言している。

今後、弁理士が工業所有権の審決取消訴訟ばかりでなく侵害訴訟においても訴訟代理人として活動するには、従前にも増して、民法や民事訴訟法の十分な知識を修得する必要があり、日本弁理士会がそのための研修機会を抜本的に充実させるとともに、幅広く提供すべきである。

この場合、法学教育に関して実績のある大学や、今後設立されるロースクール等の研修・教育機関と提携を図ることも検討すべきである。

4. 弁理士に特許権等の侵害訴訟代理権を付与する場合の能力担保措置

司法制度改革審議会の意見書において、弁理士には、「信頼性の高い能力担保措置」を前提として、特許権等侵害訴訟における訴訟代理権を認めることが提言されている。

弁理士が特許権等侵害訴訟における依頼人の期待に応え、審理期間を概ね半減させるという司法制度改革の目標実現に貢献するためには、ふさわしい資質を確保するに足る「能力担保措置」等の仕組みを築き、実行することが不可欠である。

求められている能力担保措置は、特許権等侵害訴訟における訴訟代理権の取得に意欲を有する弁理士を対象とし、研修及びその効果確認を主たる目的とする試験で構成すべきである。

研修の骨格等は、国が定めるべきである。

研修の内容については、司法修習のうち特許権等侵害訴訟に関連する部分を参考にしつつ、民事訴訟に関する実務的なものとすべきであり、研修の時間数等については、弁理士が弁護士と共同受任の事件において代理人となることを踏まえ、これに必要な範囲内のものとすべきである。

研修の実施主体は日本弁理士会としつつ、研修の実施事務については外部機関を活用する等実施の態様に柔軟性を持たせ、弁理士が受講し易い研修とすべきである。

試験は、研修を終了した者に対し、国が実施するものとし、司法修習の終了時に行われている「考試」を参考としつつ、受講生の研修効果の確認を主たる目的としたものとすべきである。

司法制度改革審議会の意見書においては、知的財産権関係事件の審理期間を概ね半減させるとの目標の下に、裁判の専属管轄化を含む総合的な対応策の一環として、「技術的知見を有する弁理士の専門性を活用するため、弁理士の特許権等の侵害訴訟代理権（弁護士が訴訟代理人となっている事件に限る。）については、信頼性の高い能力担保措置を講じた上で、これを付与すべきである。」としている。

弁理士が特許権等侵害訴訟の依頼人の期待に応え、また裁判の審理期間を概ね半減させるという目標の実現にも貢献するには、訴訟実務を遂行するに足る能力を身につけることが必要である。

当懇談会では、司法制度改革審議会意見書に提言されているところに基づき、弁理士が特許権等侵害訴訟の訴訟代理人となる場合には、弁護士と当該訴訟事件を共同受任し、両者が連携して法廷活動等を行うことを前提として、次のように「能力担保措置」の検討を行った。

(1) 能力担保措置の趣旨

特許権等侵害訴訟の訴訟代理権の前提となる能力担保措置は、当該訴訟代理権の取得に意欲を有する弁理士を対象として行い、これを修了した者に当該代理権を付与することとすべきである。

（注）全弁理士に対して上記能力担保措置を要求した場合には、弁理士試験等弁理士になるためのハードルを著しく上げることにつながり、大勢の若く有為な人材の参入と競争を促すという弁理士法改正・弁理士試験制度改革の趣旨に反するため、このような仕組みとすることは不適当である。

（2）能力担保措置の構成

弁理士に特許権等侵害訴訟の訴訟代理権を認める前提としての能力担保措置は、訴訟実務を中心とする研修と、その効果確認を主たる目的とする試験によって構成すべきである。

（3）能力担保措置としての研修の概要

研修の骨格等については、特許権等侵害訴訟の訴訟代理人として必要な資質が鍛えられるものとなるよう、以下の点を踏まえ、国が定めるべきである。

研修の内容

能力担保措置としての研修は、特許権等侵害訴訟において、弁護士と連携しつつ法廷活動を行うに足る能力を涵養できるよう、司法修習のうち特許権等侵害訴訟に関する部分を参考としつつ、民事訴訟に関する実務的な内容を中心とする研修とすべきである。

具体的には、民事訴訟法、民事訴訟実務（要件事実概論、証拠収集と立証等）に関する講義に加えて、模擬事例を用いた訴状、答弁書、準備書面、損害額の認定等の起案を含む演習形式の研修が考えられるが、詳細は引き続き検討する必要がある。

受講者のレベル

能力担保措置としての研修が実効を上げるためには、受講者が民法や民事訴訟法に関する基本的知識を修得していることが必要である。

民法・民事訴訟法等の基本的知識の修得は、大学での科目履修や、今後の充実が期待される日本弁理士会の会員研修等を通じた弁理士各自の努力に委ねることを基本とし、その確認は、最終段階の試験（（4）参照）で行うこととすべきである。

研修の時間数等

研修の時間数等については、弁理士が弁護士と共同受任の事件において訴訟代理人となることを踏まえ、これに必要な範囲内のものとすべきである。すなわち、弁理士には、その専門知識を生かしつつ、法廷における訴訟手続を弁護士と協力しながら進めることができ期待されることから、研修もそれに相応のものとすべきである。

なお、侵害訴訟等の実務経験を評価し、研修の一部免除等を認めることについても、研修内容の詳細と合わせ、今後検討すべき課題である。

その他

研修内容やレベルのばらつきを防ぐためには、講師間の合議に留まらず、共通教材の作成による内容の標準化が必要不可欠であり、その内容及び所要の予算措置等に関しても併せて検討すべきである。

(4) 研修の実施

日本弁理士会のアンケート結果によれば、訴訟代理人となることを望んでいる弁理士からは、土日開催や夜間開催等、研修の柔軟な実施態様に対する強いニーズがある。

このため、研修の実施主体は日本弁理士会としつつ、研修の実施事務については外部機関を活用する等その実施態様に柔軟性を持たせることにより、全国各地で活動している弁理士が、研修時間・場所等の面で受講し易い研修とすることも考慮すべきである。

(5) 試験の基本的な考え方

研修の実施態様に柔軟性を持たせる一方、資質の担保と資格認定の公正さを確保するため、研修の効果確認を主たる目的とする試験は、国が実施すべきである。

試験は、司法修習の終了時に行われている「考試」を参考としつつ、受講生が民法・民事訴訟法の基本的知識を備え、かつ研修内容を修得することにより、弁護士と連携しつつ法廷活動を行うに足る能力を備えていることを確認するものとすべきである。

侵害訴訟代理の範囲についての考え方

【弁理士法に規定されている業務の範囲】

1 2年法で入ったところ

手続（業務）	工業所有権 (特許法・実用新案 法・意匠法・商標法)	回路配置利用権 (半導体集積回路の回 路配置に関する法律)	特定不正競争 ¹ (不正競争防止法)	著作権 (著作権法)
官公署への 手続の代理	弁理士法 第4条第1項	×	×	×
税関での輸入 差止申立手続の 代理	弁理士法 第4条第2項一号	弁理士法 第4条第2項一号	×	弁理士法 第4条第2項一号 (著作隣接権を含む)
仲裁事件 手続の代理	弁理士法 第4条第2項二号	弁理士法 第4条第2項二号	弁理士法 第4条第2項二号	×
ライセンス等 ² 契約の代理・相談	弁理士法 第4条第3項	弁理士法 第4条第3項	弁理士法 第4条第3項	弁理士法 第4条第3項
侵害訴訟等にお ける補佐人業務	弁理士法 第5条第1項	弁理士法 第5条第1項	弁理士法 第5条第1項	×
審決取消訴訟に おける訴訟代理	弁理士法 第6条第1項	×	×	×

【今回の議論における侵害訴訟代理の範囲】

手続（業務）	工業所有権 (特許法・実用新案 法・意匠法・商標法)	回路配置利用権 (半導体集積回路の回 路配置に関する法律)	特定不正競争 ¹ (不正競争防止法)	著作権 (著作権法)
侵害訴訟代理	弁理士法第5条第1項 と同様に考える	弁理士法第5条第1項 と同様に考える	弁理士法第5条第1項 と同様に考える	×

*「特許権等の侵害訴訟」とは、現行弁理士法第5条において、弁理士が補佐人として関与できる「特許、実用新案、意匠若しくは商標、国際出願若しくは国際登録出願、回路配置又は特定不正競争」に関する事項のうち、侵害訴訟となり得る「特許、実用新案、意匠、商標若しくは回路配置に関する権利又は特定不正競争による営業上の利益」に関する事項と定義する。

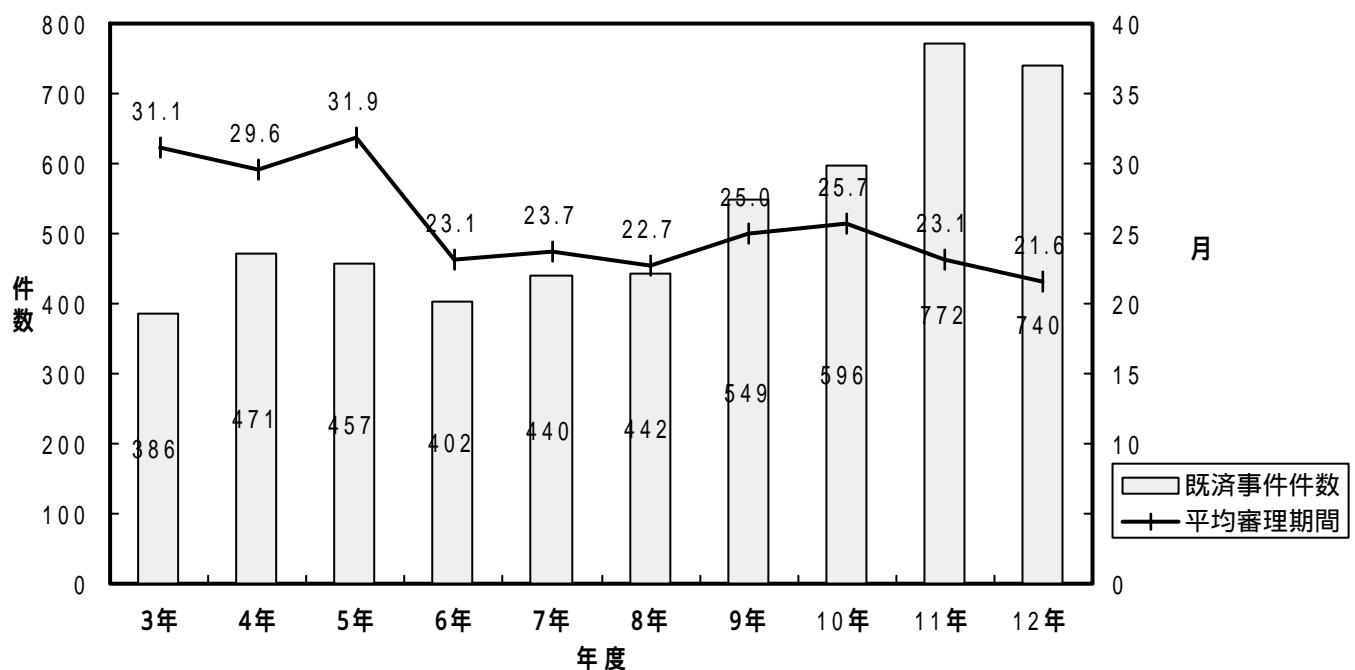
¹ 「特定不正競争」とは、不正競争防止法第二条第一項第一号から第九号、第一二号に掲げるもの（同項第四号から第九号までに掲げるものにあっては、技術上の秘密に関するもの

² 弁理士法第4条第3項の業務については、平成13年10月23日現在まだ施行されていない。

知的財産関係民事事件の平均審理期間の推移について

裁判所の努力により、知的財産関係民事事件（全国地方裁判所・第一審）の平均審理期間は短縮してきており、平成12年では21.6ヶ月と、これまで最も短くなっている。また、平成12年の既済事件は740件で、過去最高の平成11年よりもやや減少したものの、依然として高い水準を維持している。

知的財産関係民事事件（全国地方裁判所第一審）の動き



最高裁ホームページ掲載資料「知的財産権関連民事事件（全国地方裁判所・第1審）の動き（行政局調べ）」

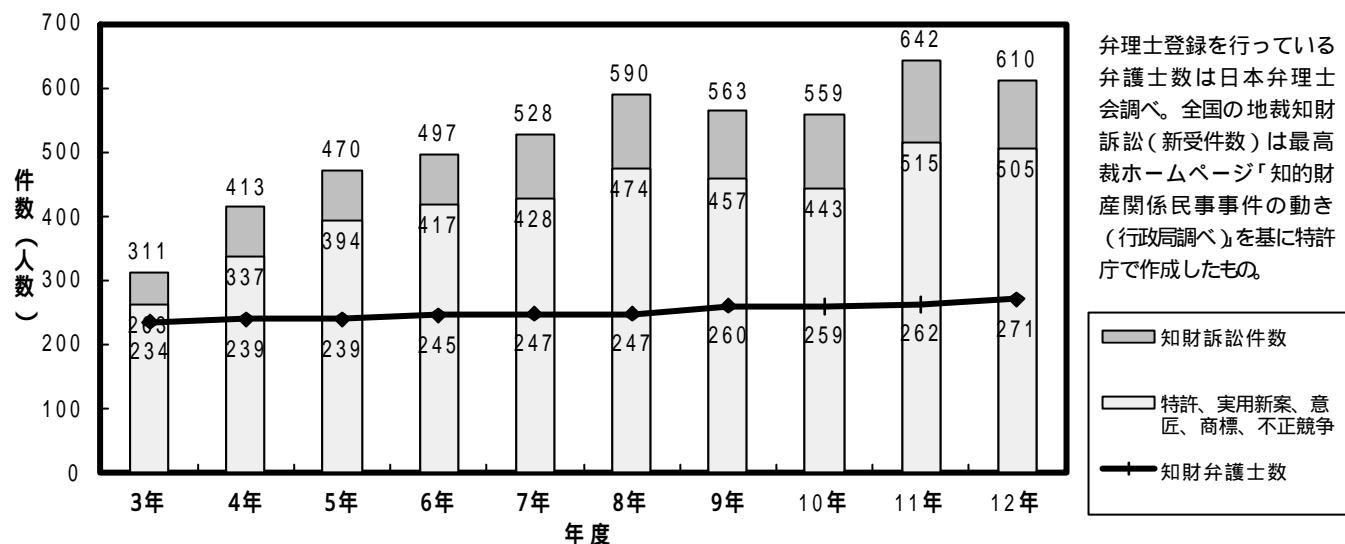
平均審理期間

○地方裁判所 知的財産権関係民事通常第一審 既済事件
平成元年 29.2ヶ月 平成12年 21.6ヶ月

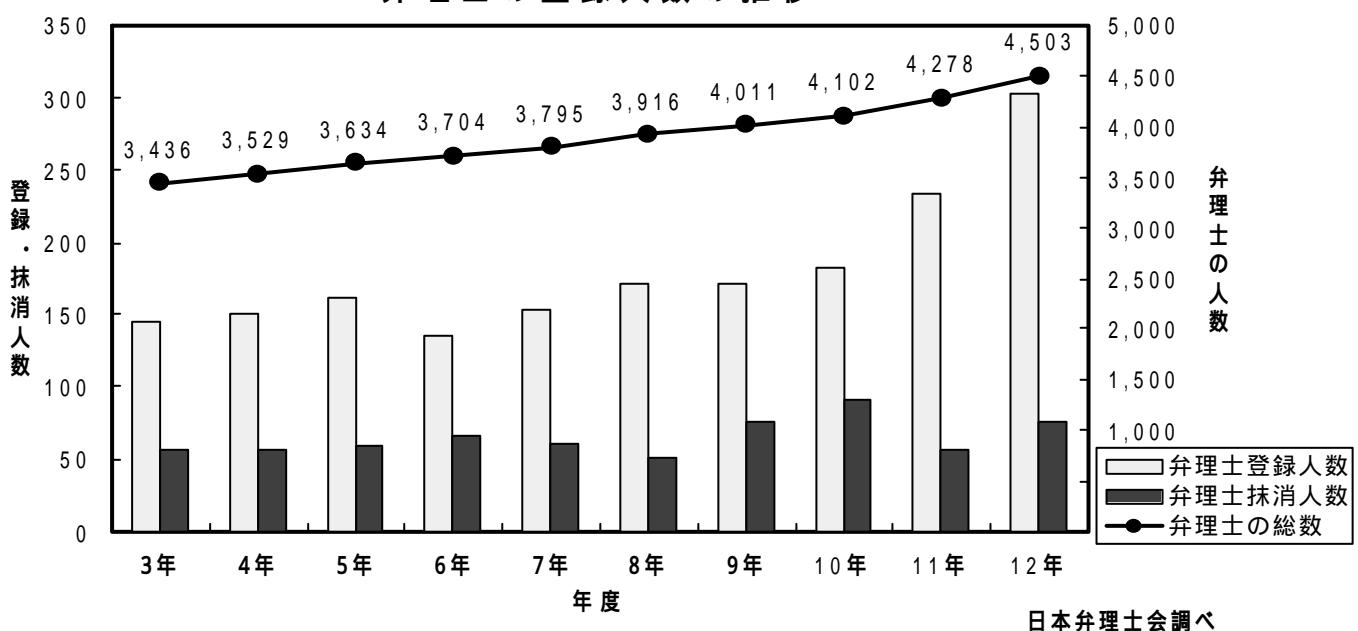
当面の法的需要を充足させる必要について

知的財産関係の民事事件の件数は、下記の通りこの10年で約2倍、増加傾向にある。知的財産関係の弁護士（例として、弁理士登録を行っている弁護士）の数は、この10年で殆ど変化しておらず、約16%の伸びに留まる。この差は年々広がりつつある。

知財弁護士数と全国の地裁知財訴訟（新受件数）の推移



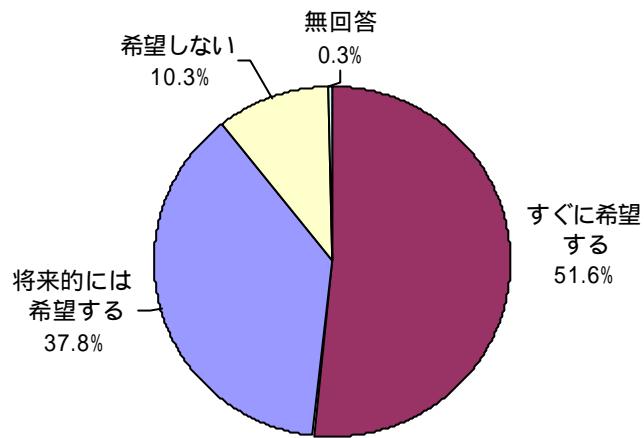
弁理士の登録人数の推移



知的財産権の保護を強化するためには、知的財産権関係訴訟事件の充実・迅速化が喫緊の課題であることから、知的財産権に関する専門的知見を有する弁理士に、特許権等侵害訴訟における訴訟代理権の付与を行い、人的インフラの拡充・整備を図ることが必要。

日本弁理士会が行った能力担保措置に関するアンケート結果より

(1) 訴訟代理人になることへの希望 (N = 2355)

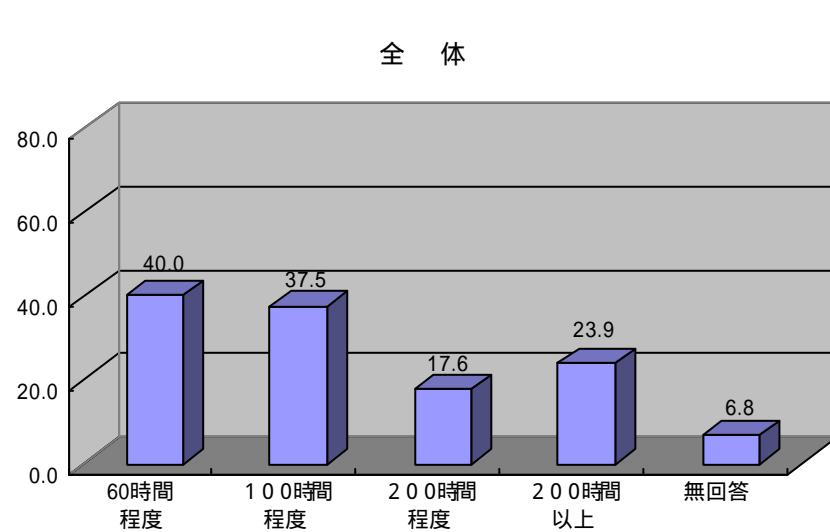


第 7 回「これからの研修のあり方を考える懇談会」(平成 13 年 5 月 31 日) の配付資料 1 から

資料第 6 頁からグラフを抜粋
(左図)

同資料・第 12 頁からグラフを抜粋
(下図)

(2) 受講可能な規模 (受講可能時間帯を問わない) (N = 2355)

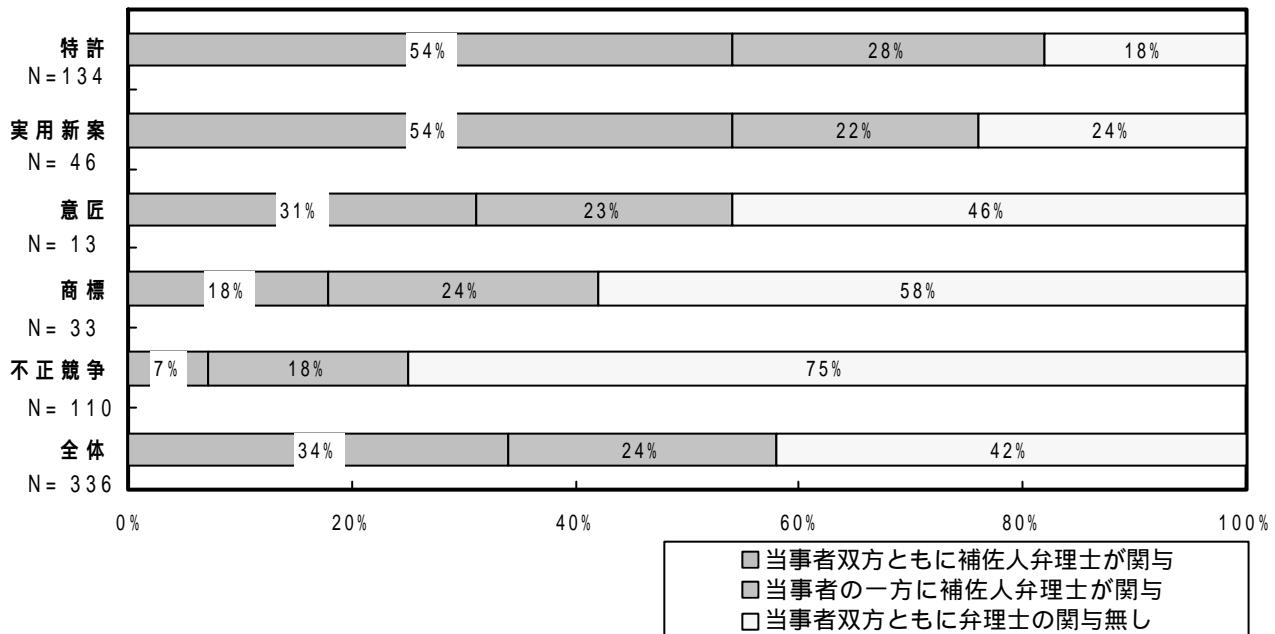


左：受講可能な人数については、アンケート回答者において、希望する・しないに問わらず、全員に対して重複回答を求めたもの。)

補佐人の関与人数（試算）

地方裁判所の判決における補佐人弁理士の関与状況（下記）から、補佐人弁理士の関与人数を試算した。

地裁判決における補佐人弁理士の関与状況



【最高裁判所ホームページ「知的財産権裁判例集」より日本弁理士会が調査】

<調査範囲（判決日）>

特実意商に関する判例：平成 11 年 7 月 1 日～平成 13 年 3 月 1 日（1 年 8 ヶ月分）

不正競争に関する判例：平成 11 年 7 月 1 日～平成 13 年 7 月 31 日（2 年 1 ヶ月分）

補佐人は、一人で一事件を受任していると考えて、一年あたりの補佐人としての弁理士が関わる数を試算。

平成 12 年の地方裁判所における民事事件の新受件数

内訳	特許	実用	意匠	商標	不正競争
件数	176	59	38	89	143

特許に関する事件の補佐人試算（一年あたり） 239 人

実用新案に関する事件の補佐人試算（一年あたり） 77 人

意匠に関する事件の補佐人試算（一年あたり） 32 人

商標に関する事件の補佐人試算（一年あたり） 53 人

不正競争に関する事件の補佐人試算（一年あたり） 46 人

試算合計 447 人

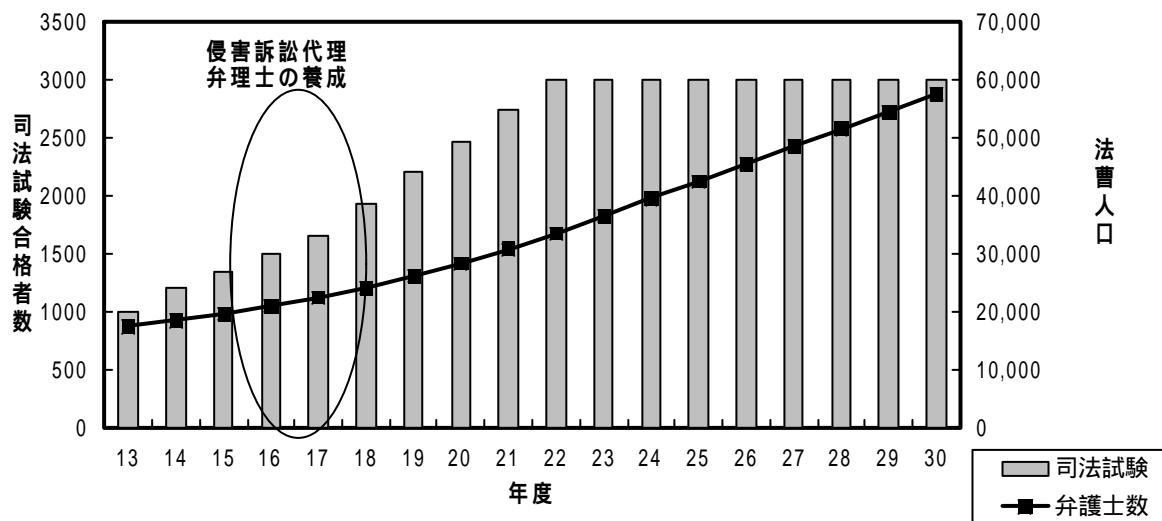
（約 450 人）

訴訟代理人の当面の法的需要について

時 期		弁理士の能力 担保措置	法科大学院 ロースクール	(新)司法試験合格者
平成 14 年 (2002 年)	春	改正弁理士法・ 国会成立 研修・試験準備		
平成 15 年 (2003 年)	春 夏	改正法施行 研修・試験開始 400~500 人養成		
平成 16 年 (2004 年)		試験・研修 400~500 人養成	法科大学院 学生受入開始	年間 1,500 人程度
平成 17 年 (2005 年)		試験・研修 400~500 人養成 計 1,000 人 規模		
平成 18 年 (2006 年)		必要に応じて見直 し	最初の修了者 (短縮型 2 年)	新司法試験開始 (平成 18 年頃)
平成 19 年 (2007 年)			最初の修了者 (3 年型)	
平成 22 年 (2010 年)				新司法試験への 全面的移行 (平成 22 年頃) 年間 3,000 人程度 *
平成 30 年 (2018 年)				実働法曹人口 五万人規模に到達

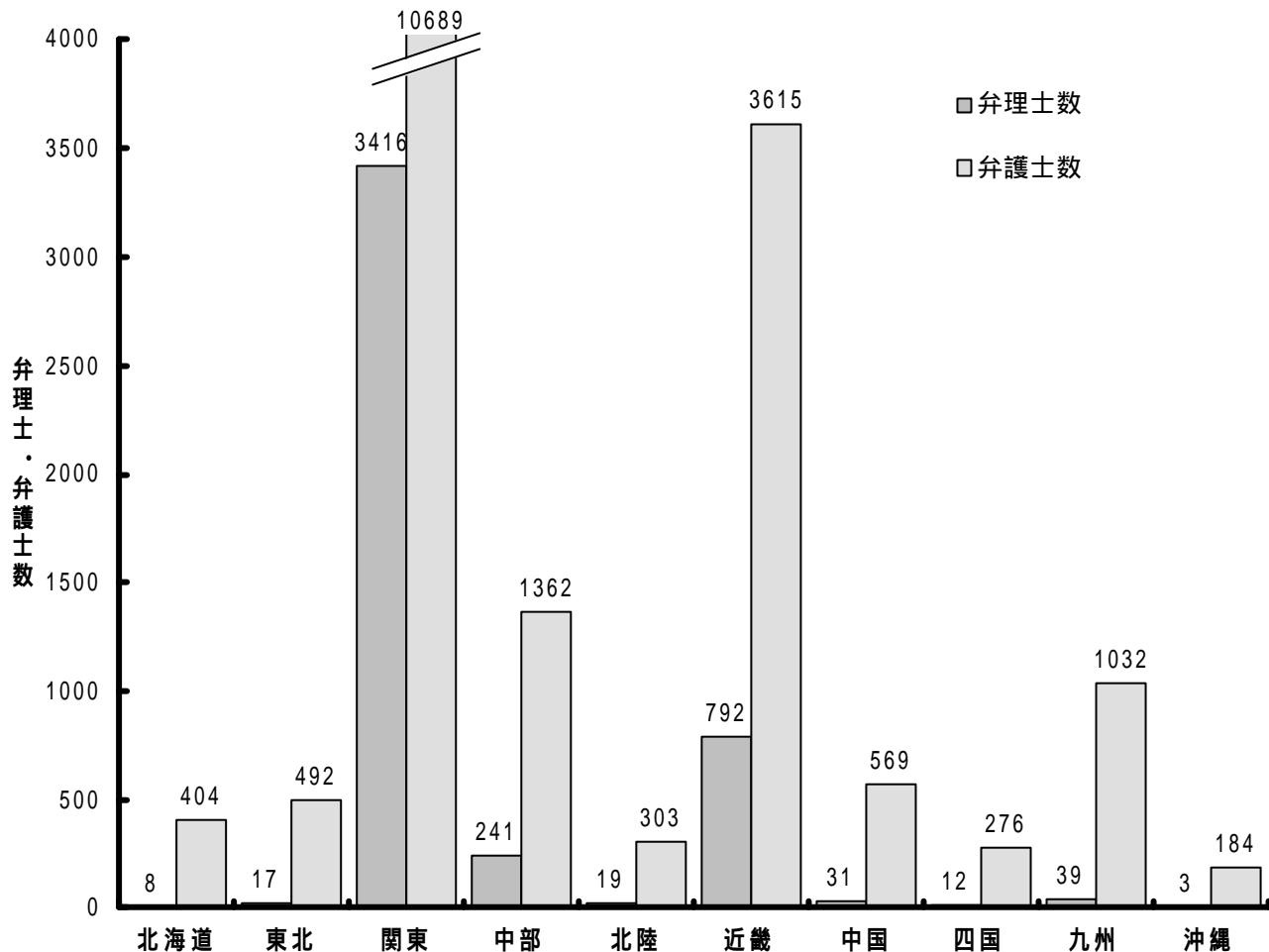
* 法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備をの状況を見定めながら目指すべき数値

法曹人口の拡大(仮計算)



司法制度改革審議会意見書等を参考に特許庁で作成

地域における弁理士と弁護士の偏在の状況について



	弁理士数	弁護士数
北海道	8	404
東北	17	492
関東	3416	10689
中部	241	1362
北陸	19	303
近畿	792	3615
中国	31	569
四国	12	276
九州	39	1032
沖縄	3	184
合計	4578	18926

* 弁理士数は平成 13 年 9 月 30 日現在のもの。(日本弁理士会調べ)

* 弁護士数は平成 13 年 10 月 15 日現在における各都道府県に所在する単位弁護士会の所属弁護士数を地域ブロック毎に集計したもの。(日本弁護士連合会調べのデータに基づき特許庁で作成)